

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 衡 機 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 小塚 英一郎 (コード番号 7719 東証スタンダード)

問合せ先 取締役管理担当 石見紀生

(TEL. 042-851-6027)

(訂正)「有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ」 の一部訂正に関するお知らせ

2023 年 3 月 8 日に公表いたしました「有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ」の記載につきまして、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 訂正の理由

当社は、2023年3月7日に、第113期(2019年2月期)から第117期(2023年2月期) 第2四半期までの訂正後の連結財務諸表および第117期(2023年2月期)第3四半期の連結 財務諸表において、監査およびレビューを実施した監査法人アリアより限定付適正意見のつい た独立監査人の監査報告書および四半期レビュー報告書を受領いたしましたが、当該監査報告 書および四半期レビュー報告書の記載の一部に訂正(追記等)がありましたので、当該訂正に 伴い訂正を行うものであります。

### 2. 訂正の内容

訂正箇所は<u></u>線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正後の全文のみを記載しております。

【訂正後の監査報告書および四半期レビュー報告書の内容】

(1) 第 113 期 (2019 年 2 月期) 有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書 受領した第 113 期 (2019 年 2 月期) の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見 の根拠(原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は一千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高一千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)663千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上

<u>物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、</u>取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

また、後記のその他の事項2に記載の前連結会計年度の期首残高に関する元監査人の限定 事項について、当監査法人の訂正監査でも、同様に十分かつ適切な監査証拠を入手すること ができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。これらの影響は、商事事業の売上高、売上原価、営業外収益(受取手 数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的で あり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(2) 第114期(2020年2月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 114 期 (2020 年 2 月期) の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は97,933 千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高25,086 千円、売上原価16,637 千円、営業外収益(受取手数料)36,969 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を担否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、売上原価、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定 的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(3) 第114期 (2020年2月期) 第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第114期 (2020年2月期) 第1四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第1四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は30,986千円、未収入金31,557千円、関連損益は、売上高16,805千円、売上原価16,637千円、営業外収益(受取手数料)1,467千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査

協力を得ることができなかった上、<u>商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事</u>後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されてい<u>ないなど、</u>取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、 訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、売上原価、営業 外収益(受取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に 及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが 広範ではない。

(4) 第 114 期 (2020 年 2 月期) 第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 114 期 (2020 年 2 月期) 第 2 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第2四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は一千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高17,464 千円、売上原価16,637 千円、営業外収益(受取手数料)10,771 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売上高、売上原価、営業外収益(受取手数料) 等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的で あり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(5) 第 114 期 (2020 年 2 月期) 第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 114 期 (2020 年 2 月期) 第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

# (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第3四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は255,252千円、未収入金45,576千円、関連損益は、売上高22,071千円、売上原価16,637千円、営業外収益(受取手数料)22,217千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事

後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されてい ないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、 訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、売上原価、営業 外収益(受取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に 及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが 広範ではない。

(6) 第115期(2021年2月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 115 期 (2021 年 2 月期) の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は535,872 千円、未収入金54,563 千円、関連損益は、売上高6,871 千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)64,264 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定 的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(7) 第 115 期 (2021 年 2 月期) 第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 115 期 (2021 年 2 月期) 第 1 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第1四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は476,592 千円、未収入金119,880 千円、関連損益は、売上高1,464 千円、売上原価ー千円、営業外収益(受取手数料)13,747 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないな

<u>ど、</u>取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(8) 第115期(2021年2月期)第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第115期(2021年2月期)第2四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第2四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は303,993千円、未収入金99,835千円、関連損益は、売上高3,227千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)28,429千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切な工ビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(9) 第 115 期 (2021 年 2 月期) 第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 115 期 (2021 年 2 月期) 第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第3四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は826,874千円、未収入金117,674千円、関連損益は、売上高5,057千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)45,145千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないな

<u>ど、</u>取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(10) 第116期(2022年2月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 116 期 (2022 年 2 月期) の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は395,597千円、未収入金は65,700千円、関連損益は、売上高3,530千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)69,468千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定 的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(11) 第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 1 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第1四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は648,295千円、未収入金79,672千円、関連損益は、売上高1,013千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)14,287千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根

拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(12) 第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 2 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

#### (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第2四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は459,828 千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高2,177 千円、売上原価一千円、受取手数料31,062 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、営業外収益(受取手数料) 等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的で あり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(13) 第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 116 期 (2022 年 2 月期) 第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第3四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は990,545千円、未収入金151,987千円、関連損益は、売上高3,135千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)53,672千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切な工ビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(14) 第 117 期 (2023 年 2 月期) 第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 117 期 (2023 年 2 月期) 第 1 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第1四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は582,549 千円、未収入金78,044 千円、関連損益は、売上高346 千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)21,334 千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益(受 取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響 が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではな い。

(15) 第 117 期 (2023 年 2 月期) 第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書 受領した第 117 期 (2023 年 2 月期) 第 2 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

## (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第2四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は293,031千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高561千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)36,159千円となった。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を担否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、営業外収益(受取手数料) 等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的で あり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

## (16) 第 117 期 (2023年2月期) 第 3 四半期報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 117 期 (2023 年 2 月期) 第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定 付適正意見の根拠(原文抜粋) は以下のとおりであります。

### (限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。この結果を受け、当第 3 四半期連結累計期間の商事取引関連の売掛金は 835,001 千円、貸倒引当金(流動資産)405,487 千円、関連損益は、売上高 561 千円、売上原価ー千円、営業外収益(受取手数料)54,834 千円、貸倒引当金繰入額(特別損失)405,487 千円となっている。当監査法人の訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断する ことができなかった。この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金(流動資産)、売上高、営業外収益(受取手数料)、貸倒引当金繰入額(特別損失)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

以上